

令和6年度診療報酬改定

疑義解釈資料の送付について（その17）

【栄養関連項目抜粋資料】



公益社団法人
日本栄養士会

【慢性腎臓病透析予防指導管理料】

問 3

「B001」特定疾患治療管理料の「37」慢性腎臓病透析予防指導管理料の算定対象となる患者は、「慢性腎臓病の患者（糖尿病患者又は現に透析療法を行っている患者を除き、別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者」とされているが、ここでいう「糖尿病患者」とは具体的にどのような患者を指すのか。

（答）

ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.1%以上(NGSP値で 6.5%以上)又は内服薬やインスリン製剤を使用している者であって、糖尿病性腎症第2期以上の患者を指す。

